

昭和二十九年四月五日(月曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊思君

理事長谷川 保君

越智 茂君 高橋 等君

田子 一民君 降旗 徳弥君

安井 大吉君 亘 四郎君

佐藤 芳男君 滝井 義高君

福田 昌三君 柳田 秀一君

杉山元治郎君

出席國務大臣

厚生大臣 草薙 隆圓君

出席政府委員

厚生事務官 高田 正己君

(業務局長) 安田 巖君

厚生事務官 久下 勝次君

(社会局長) 曾田 長宗君

厚生事務官 小山進次郎君

(医務局長) 高田 浩運君

厚生事務官 川井 章知君

(医務局長) 専門員 引地亮太郎君

委員外の出席者

厚生事務官(大臣 官房総務課長)

厚生事務官(局長)

(医務局長) 専門員

専門員

四月五日

委員福田昌子君辞任につき、その補

欠として萩元たけ子君が議長の名指

で委員に選任された。

四月三日

職傷病者の援護強化に関する諸願

第一類第八号

厚生委員會議錄第三十号

昭和二十九年四月五日

(中村清君紹介)(第四一八七号)

同(小島徹三君紹介)(第四一八八号)

同(高橋順一君紹介)(第四一八九号)

同(吉米地英俊君紹介)(第四二五

一号)

同(島村一郎君紹介)(第四二五二号)

同(権三郎君紹介)(第四二七四号)

同(水谷長三郎君紹介)(第四二七

五号)

同(クリーニング業法における試験制度

存続に関する諸願(加藤高君紹介)

(第四一九〇号)

同(喜多壯一郎君紹介)(第四二七三

号)

未帰還者留守家族等援護法による医

療給付適用期間延長に関する諸願外

五件(萩元たけ子君紹介)(第四一九

一号)

同(大久保武雄君紹介)(第四二四九

号)

保育所事業費国庫補助増額等に関す

る諸願(井手以誠君紹介)(第四一九

二号)

医師法、歯科医師法及び薬事法の一

部を改正する法律廃止等に関する諸

願(只野直三郎君紹介)(第四二一六

号)

未帰還者留守家族の援護強化に関す

る諸願(庄司一郎君紹介)(第四二一

七号)

指定薬品以外の医薬品販売業者資格

制度に関する諸願(佐竹新市君紹介)

(第四二二八号)

同(船越弘君紹介)(第四二七二号)

日雇労働者健康保険法の一部改正に

関する諸願(加藤勘十君紹介)(第四

二二三号)

消費生活協同組合法の一部を改正す

る法律案撤回等に関する諸願(杉山

元治郎君紹介)(第四二四七号)

傷い軍人の割当雇用に関する諸願

(大久保武雄君紹介)(第四二四八号)

未帰還者留守家族等援護法による療

養患者に恩給支給に関する諸願(大

久保武雄君紹介)(第四二五〇号)

医薬分業関係法規の改正に関する諸

願(内藤友明君紹介)(第四二五三

号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

○連合審査會開會に関する件

消費生活協同組合法の一部を改正す

る法律案(閣提出第五五号)

○小島委員長 これより會議を開きま

す、

まず消費生活協同組合法の一部を改

正する法律案を議題として審査を進め

ます。本案はすでに質疑を終了してお

るのであります。現在委員長の手元

に自由党、改進黨、日本社会党兩派共

同の修正案が提出されております。の

で、まずその趣旨の説明を聴取したい

と存じます。青柳一郎君。

○青柳委員 共同修正案の内容を御説

明いたします。

今回政府から提案されております消

費生活協同組合法の一部を改正する法

律案によりますと、九十三条すなわち

組合から報告を徴収する規定でありま

す。また九十四条、これは組合を検査

する規定であります。第九十五条、こ

れは措置命令を出す規定であります。

この三箇条にいずれも「組合の運営が

著しく不当であると認めるとき」とい

う条件があるのであります。ところで

今までの例によりますと、これらの消

費生活協同組合の監督にあたりまし

て、いたずらに官庁が感情をもつて各

種の干渉、命令を行う、そういうこと

はできるだけ避けたいという気持があ

りまして、この「組合の運営が著しく

不当である」という文句につきまして

論議が行われたのであります。いろいろ

の検討いたしましたところ、この「組

合の運営が著しく不当である」という

ことを存置しておく理由といたしまし

ては、会計経理上の問題のみであると

いうことが判明したのであります。従

いまして、これを会計経理上の運営が

まずかつたとき、不当であつたときと

いうふうに限定いたしますことによりま

し、官庁のいたずらなる干渉を排除し

ようとする趣旨に出たものでありま

す。この修正案を眺み上げます。

消費生活協同組合法の一部を改正する

法律案に対する修正案

消費生活協同組合法の一部を改正す

る法律案の一部を次のように修正

する。

第九十三条の改正規定中「又は組合

の運営が著しく不当であると認め

るときを」とは「又は組合の会計経理

が著しく適正でない」と認めるとき

き」に改める。

第九十四条第二項の改正規定中「組

合の運営が著しく不当であると認め

るときを」とは「又は組合の会計経理

が著しく適正でない」と認めるとき

き」に改める。

第九十四条第二項の改正規定中「組

合の運営が著しく不当であると認め

るときを」とは「又は組合の会計経理

が著しく適正でない」と認めるとき

き」に改める。

第九十四条第二項の改正規定中「組

合の運営が著しく不当であると認め

るときを」とは「又は組合の会計経理

が著しく適正でない」と認めるとき

めるときを」とは「組合の会計経理が

著しく適正でない」と認めるとき

に改める。

第九十五条第一項の改正規定中第三

号を次のように改める。

三 第一号に掲げるものの外、その

会計経理が著しく適正でないこ

と。

こういうふうな修正を行うことにより

まして、今回の法案のねらつておりま

すように、現在の消費生活協同組合

を、ほんとうに内容のしっかりしたもの

のにするによりまして、将来組合

の発展を期する、こういう趣旨である

のでございます。

以上御説明を申し上げます。

○小島委員長 以上で説明は終了しま

した。ただいまの説明について御発言は

ありませんか。――なければ消費生活

協同組合法の一部を改正する法律案及

び同法に対する修正案の両案を一括し

て討論に付します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 私は日本社会党を

代表いたしました。ただいま上程され

ました消費生活協同組合法の一部を改

正する法律案に關します修正案並びに

修正案を除きます原案に賛成の意を表

するものであります。

思うに、わが国におきます消費生活

協同組合の発展が今日のごとく非常に

困難な事情は種々あると思ひますけれ

ども、何にいたしましても、率直に申

しましてこの消費生活協同組合に對し

ます育成発展をはかります政府の努力

が――中小企業協同組合あるいは水産

業協同組合あるいは農業協同組合等に

對しては、政府の努力が著しく不足

であると認め、政府の努力を著しく増

強することを希望いたします。以上で

の説明は終了いたします。以上で説明

対します政府の育成、発展、指導というやうなものは問題にならないほど微力である。ことにその資金、金融の面に対します政府の施策は実質的にはほとんど言うべきものがない。しかも逆に職前ありまきの産業組合のあの信用中金からの融通も打切られておるといつたやうな問題が考えられるのであります。さらにまた日本の資本主義の爛熟あるいは没落過程におきまして、いよ／＼中小あるいは零細企業というのが非常に困難に立ち至つて来ております。ことに日本の家族労働を主体としたします小売制度の発達、こういう面からいたしまして、消費生活協同組合が、近代的な企業といたしましての発展の非常な困難さに直面をいたしておると思つております。これらの点につきまして、政府が今回の改正案におきまして、確かにある程度の進歩をさせよ、育成をしようという意図がなければならぬといふことを認めるにやぶさかではありませんが、しかし今回の改正案につきましての論点となりまして第三案第三項の名義貸しに對します第九十五條における解散権、及びたゞいま修正案に出ております組合の運営が著しく不当なるものという点につきましては、私どもは納得ができません。たゞのであります。と申しますことは、今日非常な問題になつております名義貸しにならざるを得なくなつて来ている、今日の日本の社会におきまして消費生活協同組合及び零細小売業の關係、これは相当大きな問題であると私は思ふのであります。つまりこの資本主義の爛熟、没落過程におきまして、零細企業でありまして小売商が非常に收奪と申しますか、を受けて窮地に追い込ま

れておる一方、たゞいま申しましたやうに消費生活協同組合もまた適正なる育生発展の道が譲られずいたしまして、非常な窮地に陥つておる。この消費生活協同組合と、税金あるいはきわめて微細なる利潤というやうなことによりまして家族労働をもつてしてもなお経営にあへざるが小売商一つになつて結んで、そこに名義貸しの問題が起つて来ておる。でありますから、その根本をつきますと、この大きな資本主義の矛盾自体の中にまで入つて行つておるのであります。ことに日本の資本主義のこの没落過程におきまして、このからして、そういう事情が起つて来ておる。でありますから、いたゞに監督を強化してこれを押えつける、ことに行政官の不確定な認定事項を強くいたゞしめて、そしてこれを押えつけて庄迫して行くといふことになりまして、これは決して零細企業でありまして自営業者であるいは消費生活協同組合をやつておりますその国民諸君の生活を守ることではなしに、逆にいよいよ庄迫することになる、こういう問題が名義貸しの実態であると思つておるであります。でありますから、今回の名義貸しによる解散権の適用にいたしまして、私はここに附帯決議をつけたいのでありますけれども、ちよつとその時を失ひましたので、ここに討論の中に、その名義貸しによる解散権の実態をむしろ十分深い同情を持つて見まして、いたゞに第三案第三項による第九十五條の適用につきましては、苛酷に過ぎることなくして、今日その窮地に陥つておる組合、あるいは零細

自営業者が本来の組合のあり方に帰つて行くために、十分なる同情と適正なる指導と援助とを与えるべきであつて、この点私は行政当局がこの名義貸しによる解散の事項を適用するにあつては、十分なる配慮をせられんことをここに要望するものであります。その他いづゆる西歐の福祉国家あるいはニュージーランド、オーストラリア、カナダ等の社会における消費生活協同組合がどういふ大きな役割をしてゐるかといふことについて、政府は認識を新たになさいます。今後の消費生活協同組合の育成発展上、本改正法案の適宜運用にあたりましては十分なる深い配慮をせられんことを切に、要望いたしまして、この修正案及び修正案を除きます修正案に賛成するものであります。

○小島委員長 杉山元治郎君。
○杉山委員 私は日本社会党を代表いたしまして、今議題になつております消費生活協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、修正案に賛成し、修正案を除く原案に賛成の意を表するものであります。

御承知のように、消費生活協同組合は一八四四年英國のロツヂデールにおいて発足をいたしました。ちよつどこのときに一方フランスにおきましては共和制宣言をいたしましたときでありまして、こういうやうに社会改造の方法に二つの道がございますが、一方は血をもつてフランス二月革命がなされまして、英國がそれなしに終つたといふことも、いつにこの消費生活協同組合による人格主義の働きであつたと言われておるのであります。私どもは、日本におきまして今日資本主義が発達

し、いろ／＼の矛盾が起きておりますときに、どうしてみても日本をほんとうに血をもつて血を流すやうな改革、革命でなしに、ほんとうに人格主義的な改造をやつて行く、こういうのはどうしてみてもこの消費生活協同組合のやうな方法によつて、この経済の改革をして行かなければならないと思ふのであります。しかるに日本は、英國と違ひます点は、今長谷川委員も仰せになりましたやうに、家族主義的な關係から小売商といふものが非常に発達いたしておりまして、消費生活協同組合の発展の上には非常に困難性があるのであります。それゆゑに政府は特別に心をいたゞしめて、消費生活協同組合の発展助長のために注意をいたゞかなければならないと思ふのであります。そういう場合に、從來におきましても発展助長のためにするといふことが割合に少く、かえつて監督の弊に落ちたといふことを私どもはまゝ見受けて来たのであります。そういうやうな意味合いにおきまして、今度の改正案のうちにおきましても、今修正されまして「組合の運営が著しく不当である」ととき、こういうやうな不明確な言葉がございます、これをたてにとつてまゝいづゆる監督を命ぜらるゝといふ過去の苦い経験からいたしまして、私どもはこの削除を要求いたしたのであります。しかしだん／＼突きとめて参りますと、会計のことだといふことでございまして、今修正の通り「会計経理」といふ言葉を入れ、そうして「この言葉を生かすことになりまして、しかし単にこの一行ばかりでなしに、私どもの要求いたし

ますところは、先ほど申し述べましたやうに、消費生活協同組合をまづ／＼助長発展いたしまして、そうしてほんとうに中間搾取といふものがなくなつて、資本主義の矛盾が解決されるためには、この方法をとる以外にはないと思ひますので、ぜひひとつ政府は、消費生活協同組合の発展のために一層の注意と助長を願ひたいと思ふのであります。

それゆゑに法案の上ではいろ／＼私ども改正したい点もございましてけれども、それを一時にすることはできませんでしたが、ぜひ審議の間に現れましたいろ／＼の論議を厚生当局は十分に考慮をいたゞきまして、今後その点は法律の面に現れてゐないが、ぜひそれらの点を注意し、一層消費生活協同組合がよりよく発達して、日本の経済の矛盾といふものとの間にたいやう円滑になるやうにしていたゞきたいことを申し述べまして、私の討論を終ることにいたします。

○小島委員長 以上で討論は終局いたしました。

採決いたします。まず自由党、改進黨、社会党阿派共同提案になる消費生活協同組合法の一部を改正する法律案に對する修正案を、可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本修正案は可決いたされしました。

次に、たゞいま修正いたしました残りの原案について、採決いたします。本部分を、原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本部分は原案の通り可決され、本案は修正議決いたされました。なお本案に関する委員会の報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 次に、厚生年金保険法案を議題とし、質疑に入ります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小島委員長 速記を始めて。それでは厚生年金法に関する質疑は次会に継続することといたしました。次に本案の審査のため労働委員会より連合審査会開会の申入れがありました。これを開くことに決し、日時の決定その他に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

本日はこの程度にとどめ、次会は追つて公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

〔参照〕

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月七日印刷

昭和二十九年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局